

優良県営建設工事表彰実施要領

(目的)

第1 この要領は、県内建設業者の施工技術の向上による公共工事の品質確保及び健全な元請下請関係の構築に資するために実施する優良県営建設工事表彰及び優良下請負企業表彰に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の区分)

第2 表彰は次に掲げる種別に区分する。

(1) 優良県営建設工事表彰

- ア 土木工事
- イ 土木系工事
- ウ 建築工事
- エ 電気・通信設備工事
- オ 管設備ほか工事

(2) 優良下請負企業表彰

2 前1項(1)に掲げる工事種別のそれぞれに該当する発注工種は別表1に掲げるとおりとする。

(表彰の対象)

第3 第2(1)の優良県営建設工事表彰は、表彰の前年度に完工した県営建設工事について、施工成績が良好で他の模範となるものを対象とし、次の各号の全てに該当するものについて行う。

- (1) 岩手県内に主たる営業所（建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所をいう。以下同じ。）を置く企業が施工した工事（共同企業体による施工については、岩手県外に主たる営業所を置く企業が構成員に含まれる場合を除く。）
- (2) 完工の時点における請負金額（取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む金額）が1,000万円以上の工事
- (3) 請負工事施工成績評定要領（平成13年4月13日付け建技第36号）に基づく工事成績評定点（以下「工事成績評定点」という。）が85点以上の工事

2 第2(2)の優良下請負企業表彰は、当該年度の優良県営建設工事表彰の対象工事の下請負企業で、その功績が特に顕著であるものを対象とし、次の各号の全てに該当するものについて行う。

- (1) 岩手県内に主たる営業所を置く企業
- (2) 建設業許可（国土交通大臣許可又は岩手県知事許可）を有する企業
- (3) 当該下請負工事の完工の時点における請負金額（取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む金額）が200万円以上の1次下請負企業
- (4) 当該下請負工事の請負金額（取引に係る消費税額及び地方消費税額を含まない金額）の50%以上に相当する工程を自社施工している企業

(欠格事項)

第4 第3の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、表彰の対象としない。

- (1) 表彰の前年度又は当該年度の表彰日の前日までに、県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日付け建振第281号）に基づく指名停止を受けた企業

(2) その他表彰にふさわしくない行為があった企業

2 共同企業体の構成員に前項各号のいずれかに該当する者がある場合、その共同企業体は表彰の対象としない。

(推薦)

第5 第2(1)の優良県営建設工事表彰については、別表2に掲げる課等（以下「発注公所」という。）の長が、様式1 優良県営建設工事推薦調書により建設技術振興課総括課長あて推薦する。

なお、発注公所の長は、特に貢献が大きかったと認められる工事がある場合、推薦する全ての工種の工事のうちから3件まで公所長推薦工事として推薦することができるものとし、評価の高い順から「第1推薦」・「第2推薦」・「第3推薦」に指定するものとする。

2 第2(2)の優良下請負企業表彰については、当該年度の優良県営建設工事表彰を受賞することに内定された企業が、受賞対象工事で推薦の対象とすることを適当と認める下請負企業を様式2 優良下請負企業推薦調書及び次の資料により発注公所の長あて推薦する。発注公所の長は提出された優良下請負企業推薦調書に意見を付した上で、建設技術振興課総括課長あて提出するものとする。

(1) 元請負企業が発注公所あて提出した下請調書の写し

(2) 下請負契約書の写し（当該下請負工事について2次下請負がある場合は、当該2次下請負契約書の写しを含む。）

(3) 施工体系図（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第24条の7第4項の規定に基づく作成義務がある場合に限る。）

(4) 施工体制台帳（法第24条の7第1項の規定に基づく作成義務がある場合に限る。）

(優良県営建設工事表彰審査会)

第6 表彰対象工事を選定するにあたり、工事の審査を行うため、優良県営建設工事表彰審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会委員は、別表3に掲げる者とする。

3 委員の任期は2年を限度とし、再任を妨げない。

4 委員（学識経験者を除く。以下同じ。）に事故があるとき、委員が欠けたとき、又は委員が不在のときは、当該委員の所属する部局の職員で当該部局の長が指名するものがその職務を代理する。

(審査方法)

第7 第2(1)の優良県営建設工事表彰の審査については、次により行う。

(1) 推薦のあった工事のうち、工事成績評定点と公所長推薦工事評定点との合計点数で概ね上位50件の工事を建設技術振興課において選定する。

(2) 審査会委員は、建設技術振興課において選定された工事について、別に定める審査基準により「他の模範となる事項」について加点評価を行う。

(3) 審査会は、工事成績評定点、公所長推薦工事評定点及び「他の模範となる事項」の点数を合計した総合点数を考慮の上、審査会委員の合議により概ね20者の企業を表彰候補として選定する。

2 第2(2)の優良下請負企業表彰の審査については、優良県営建設工事表彰の受賞工事の発注公所の長が別に定める審査基準により「工事に貢献した内容」の認否について加点評価を行い、審査会において合計点数を考慮の上、審査会委員の合議により1工事当たり3者以内、全数で同年度の優良県営建設工事表彰受賞者数と同数程度の下請負企業を表彰候補として選定する。

(表彰する工事及び企業の決定)

第8 知事は、表彰する工事及び企業について、審査会によって選定されたものの中から決定する。

(表彰工事の概要等の公表)

第9 表彰工事の概要等については、推薦調書に記載の内容を基に工事概要等を作成し、県ホームページ等で公表する。

(表彰の取消し)

第10 知事は、表彰された工事において、後日、契約不適合が確認され、受注者に対し目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の迫完を請求した場合や、その他表彰の対象としてふさわしくないことが明らかとなったときは、当該被表彰者の優良県営建設工事表彰を取り消すものとする。

2 前項の規定は、優良下請負企業表彰も同様とする。

附 則

この実施要領は、平成17年9月22日から実施する。

この実施要領は、平成18年8月4日から実施する。

この実施要領は、平成19年7月25日から実施する。

この実施要領は、平成20年8月1日から実施する。

この実施要領は、平成21年8月5日から実施する。

この実施要領は、平成22年7月15日から実施する。

この実施要領は、平成24年8月28日から実施する。

この実施要領は、平成25年8月28日から実施する。

この実施要領は、平成26年8月4日から実施する。

この実施要領は、平成27年8月18日から実施する。

この実施要領は、平成27年9月1日から実施する。

この実施要領は、平成28年8月9日から実施する。

この実施要領は、平成29年7月18日から実施する。

この実施要領は、平成30年6月29日から実施する。

この実施要領は、令和元年7月26日から実施する。

この実施要領は、令和2年9月18日から実施する。

この実施要領は、令和3年8月5日から実施する。

この実施要領は、令和5年6月19日から実施する。

この実施要領は、令和6年6月11日から実施する。

この実施要領は、令和7年5月29日から実施する。

この実施要領は、令和7年6月2日から実施する。

別表 1 優良県営建設工事の工事種別に該当する発注工種

工事種別	発注工種		
(1) 土木工事	土木工事		
(2) 土木系工事	舗装工事	鋼橋上部工事	プレストレスト・コンクリート工事
	法面処理工事	塗装工事	グラウト工事
	しゅんせつ工事	造園工事	ボーリング工事
	標識設置工事	鋼工作物工事	
(3) 建築工事	建築一式工事		
(4) 電気・通信設備工事	電気設備工事	通信設備工事	
(5) 管設備ほか工事	管設備工事	機械設備工事	消防設備工事
	防水工事		

備考 1 (2)、(4)、(5)の工事種別において、土木施設と建築物の区別は行わないこととする。

別表 2 優良県営建設工事の推薦部局等

部局名	課等名	推薦する県営建設工事種別	推薦件数
農 林 水 産 部	広域振興局の農林水産担当の部及びセンター	(1) 土木工事	2 件以内
		(2) 土木系工事	
		(3) 電気・通信設備工事	1 件以内
		(4) 管設備ほか工事	1 件以内
県 土 整 備 部	建 築 住 宅 課	(1) 建築工事	A 級から C 級までの等級ごとに 1 件以内とし、合計で 2 件以内
		(2) 土木系工事	(2)～(4) ごとに 1 件以内とし、合計で 2 件以内
		(3) 電気・通信設備工事	
		(4) 管設備ほか工事	
〃	広 域 振 興 局 土 木 部、土木センター及び部所管出先機関	(1) 土木工事	A 級から C 級までの等級ごとに 1 件以内とし、合計で 2 件以内
		(2) 土木系工事	1 発注工種につき 1 件以内とし、合計で 2 件以内
		(3) 建築工事	1 件以内 ただし、盛岡広域振興局土木部にあっては、A 級から C 級までの等級ごとに 1 件以内とし、合計で 2 件以内
		(4) 電気・通信設備工事	1 件以内
		(5) 管設備ほか工事	1 件以内
農林水産部、 県 土 整 備 部 以 外 の 部 局	各 室 課 及 び 部局所管出先機関	(1) 土木工事 (2) 土木系工事 (3) 建築工事 (4) 電気・通信設備工事 (5) 管設備ほか工事	1 工事種別につき 1 件以内
上記のほか、建設技術振興課において必要と認める工事を推薦できるものとする。			

備考 1 推薦する工事は、工事成績評定点と併せて、「環境への配慮」、「地域への配慮」及び「創意工夫」について、他の模範となるものとする。

2 推薦する工事は、建設技術振興課が推薦するものを除き、推薦する公所が所管する県営建設工事とする。ただし、建築住宅課にあっては、他部局から施行依頼を受けた営繕工事を推薦する工事に含めることができる。

別表 3 優良県営建設工事表彰審査会委員

構 成	所属等	備考
委員長	県土整備部河川港湾担当技監	
委 員	県土整備部道路担当技監	
委 員	県土整備部まちづくり担当技監	
副委員長	農林水産部農村整備担当技監	
委 員	学識経験者	(建 築)
委 員	学識経験者	(土 木)